三田市公告第 146 号

土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合における筆界案の作成公告

三田市高次一丁目２地区について、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号。以下「準則」という。）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第５項の規定により下記のとおり公告する。

令和　８年　１１月１２日

三田市長　　田村　克也

記

１　土地の所在・地番
三田市高次一丁目５３９番１、同５３９番３、同５３９番４、同５４２番１、同５４２番２、同５４２番３

２　筆界案を確認することができる場所
三田市総務部財産管理課
連絡先　０７９−５５９−５１２５

３　筆界案を確認することができる者
当該土地の所有権を有する者、利害関係を有する者及びこれらの者の代理人

４　筆界案の作成者
三田市

５　意見の申出
令和８年１１月１２日から令和８年１２月２日（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前８時４５分から午後４時３０分の間意見を申し出ることができる。なおこの期間内に意見の申出がないときは準則第３０条第５項の規定により調査を行う。